



燃費率向上剤に関する情報の現況について

前回までこの表題の件に関し、これを伝える読者が3方面(事務所通信他2方面)にあり、発信の時点毎で状況と表現が微妙にずれて統一的なお伝えが難しくなってきたので、今一度最初の時点に戻し整理してお伝えをすることになりましたのでご了承ください。

本年6月中旬に、知人である鍬本功氏(後述)から白金のナノ粒子(ナノは10億分の1 粒)を用いたディーゼルエンジン車の燃費率向上剤を開発したので、実用化に向けた市場開発の支援をお願いできないかとの打診を受けたのがきっかけでありました。職業柄、トラックを大量に使う企業が顧問先にあり、その関連で高騰する燃料費に悩む取引先も多くあり、燃費率の向上は大歓迎されるとあって気軽にその調査研究に応じることにしました。7月に入り、知り合いの業者さんを訪ねて現車両の燃費率とこの添加剤添加後の燃費率を比較して頂くように試供添加剤を提供して回ったのが7月中旬までかかり、10数社の協賛(拒否された企業は0)を得て現在その結果待ちと云うところであります。

各社とも保有されている全車両について正確に車両ごとに記録を取っておられるのですが、微妙にクーラーの稼働状況などに差があって一律に比較はできないなどのデータ差がありそうですが、果たしてどんなデータとなって現れるのか、只今のところ興味津々の結果待ちであります。したがって結果はYESかNOと一律には出ないかもしれませんし、懐疑派の方からは「やっぱり・・」となるかもわかりません。仮にもしそうであったとしてもそこで捨ててしまうのでなく、国を挙げて是非その改革を実現させるべく努力をどこまでも継続して、目標が達成できるように取組みを続けるべきではないでしょうか。

ここで言えることは、開発者が能書きとしているように、燃費が仮に10%改善するとすれば日本中の燃料が節約できる量と金額はとてつもないことになるとともに、これに伴う二酸化炭素が抑えられるという地球的規模の環境改善につながるというもので、この両面から国が戦略的イノベーションプログラム(革新的燃焼技術)として研究開発促進のために産官学のプロジェクトチームを募集し、既にディーゼル燃焼チームも発足して研究開発に入っているそうであります。近く添加剤を使用したテスト車のデータがまとまりましたらご報告したいと思っていますのでしばしお待ちを。

この記事を書いているところへ2012年姫路市ものづくり開発奨励金受賞製品に選ばれた「ナノ墨」という液体をオイルなどに添加すれば平均で30~40%燃費効率が向上するという話題が飛び込んできて「ホンマかいな」と弱い頭を混乱させています。

【開発者鍬本功氏について】

氏は熊本県の生まれで、熊本工業高等学校を卒業後京都大学小山准教授の指導のもと独学でナノ粒子の 共同研究を進め、2012年ノーベル賞候補となった教授の指導のもと燃費率向上剤の開発研究に国際 特許を申請(PCT/JP2014/65779)されています。





FAX INFORMATION Vol.217 2014 / 9 月号



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



相続が争族になると…



(P2)

故人の財産が相続人にスムーズに分割され、相続されれば問題ありませんが、相続人間でどの財産を相続するか、もめるケースも少なくないようです。

遺産分割で調停や審判となった場合には遺産の分割をするまでに長期間を要し、その間費用もかかります。(平成25年の司法統計年報では審判事件が2,317件、調停事件が、12,876件となっており、審判と調停あわせれば1日当たり約40件も行われている計算になります。)

また、遺産分割ができていない状態で申告期限を迎えてしまうと、分割できていない遺産を各相続人の相続分又は包括遺贈の割合により財産を取得したものとみなして相続税額を計算し納付することとなります。

また未分割の状態では相続税の特例(小規模宅地等の減額、配偶者の税額軽減など)を受けるこができず、特例を適用できていれば不要となる相続税額を納めなければならないということにもつながります。 (ただし、一定条件を満たせば還付を請求することができます。)

このような状況を避けるための方法はいくつかの方法が考えられますが、次回は故人の意思を尊重できる遺言書について書かせていただきます。 (記事担当:姫路相続相談センター松浦)



消費税の簡易課税制度選択に係る経過措置にご注意ください!

平成26年度税制改正で、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が下記のように改正されることとなりました。

- ①現行の第4種事業(みなし仕入率60%)のうち、金融業及び保険業を第5種事業(みなし仕入率50%)とすることとされました。
- ②現行の第5種事業(みなし仕入率50%)のうち、不動産業を第6種事業(みなし仕入率40%)とすることとされました。

(※平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用)

一方で、経過措置により、平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した 事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても、最大2年間は、改正前のみなし仕入 率を適用できます。

つきましては、上記の業種を営んでおられる事業者の方で簡易課税制度選択の適否を検討される場合は、早期の検討開始をお薦めいたします。 (記事担当:井上)

※新たにハクションレターの配信先	こをご紹介頂ける場合には、お手数で	すが□に✓を入れご返信ください
□ 下記へ配信してください。	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛	FAX 079-288-0997
会社名	TEL	FAX





FAX INFORMATION Vol.217 2014/9月号



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



健全な会社づくりは健全な社員から!



社長や従業員のみなさんの健康は、職場の明るい雰囲気や快適な職場づくり、さらには事業の生産性のアップに欠かせない要素のひとつです。今回は、健康状態の管理方法の一つとして健康診断について取り上げてみました。

<定期健康診断とは>

年に1度以上の実施が法律で定められている健康診断です。さらに、特定業務(坑内労働・深夜業等の有害業務)に常時従事する労働者に対しては、半年に1回の実施が義務付けられています。問診から血液検査、胸部X線検査などの検査(年齢・対象者により健康診断内容は異なる)が実施されます。5~6月と9~10月に実施される企業が多いようです。

<定期健康診断の検査項目>

定期健康診断は、法定健康診断と呼ばれるように、法律により受診する検査項目が定められています。 従来は身長などの身体的な診断が主でしたが、近年ではこれに生活習慣病関連の診断項目も追加され充実 しています。

協会けんぽ生活習慣病予防健診を受診した場合には、支援が必要な方には個別に通知が送られます。その場合は積極的に保健師等による「特定保健指導」を受けましょう。

<特定保健指導とは>

生活習慣病予防健診(特定健診)を受けた後に、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことです。

<現代人はなぜ太る?>

食べ物を十分に取れなかった時代、エネルギーを蓄える能力の高い種が生き残り「倹約遺伝子」として 現代人に引き継がれました。この倹約遺伝子が、食料があふれ、つい食べ過ぎてしまう現代では肥満をも たらすといわれています。

<自身の健康管理も、会社の健康管理も>

自分の体の状況を明らかにすれば、運動や食事改善等を的確に行えるようになります。このことは経営者が自社の財務の数値を用いて、自社の過去と現在の状況や、同業他社の状況と比較・分析することで会社の課題や問題点を発見し、将来の事業の計画に活用することと通ずるものがあると思います。年に一度の健康診断の結果をすぐにしまい込まず、結果数値を分析・活用してみてはいかがでしょうか?

※ラ俊ハクショノレターの配信を	こ布室されない力は、の手数にす	か□に✓ を入れこ巡信へたさい
□ 今後希望しない	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛	FAX 079-288-0997
会社名	TEL	FAX